

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年5月まで

申立期間の国民年金保険料は確かに納付した。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私は納付済みとなっていないことに納付できない。申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳において、申立期間のうち昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料が、43年11月ごろに還付されたことを示す記録があり、還付期間、還付金額等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間のうち、国民年金保険料が還付された期間を除く期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、社会保険庁の特殊台帳及び旧A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和42年4月1日に被保険者資格を喪失し、44年6月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「その当時、C幼稚園に勤務していたことがあるが、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」としているところ、D法人は、「申立期間に、申立人と同姓同名で生年月日も一致する者が、C幼稚園でE共済組合の組合員であったことが確認でき、その者に対して、退職一時金が支給されている記録がある。」と回答していることなどから、申立人は、申立期間において、E共済組合の組合員であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年9月まで

私は、昭和45年10月に付加年金制度が始まった時から加入し、夫が国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料も納付していた。元A市役所職員の夫から、48年ごろにA市の国民年金担当職員による不正があったことを聞いており、申立期間の付加保険料はその不正によって未納とされているのではないかと思う。

申立期間を付加保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は付加年金の加入手続及び国民年金保険料（付加保険料を含む。以下同じ。）の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が申立人の申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、昭和46年10月に付加年金に加入した記録となっており、申立人の夫が、45年10月に付加年金に加入し、申立人の申立期間に係る付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年ごろに発生したA市職員の不正により申立期間の付加保険料が未納とされているのではないかと主張しているが、同市は、「元職員による不正が行われたのは、昭和48年4月から49年4月までの期間に係る国民年金保険料で、申立期間に係る国民年金保険料について不正はなかった。」と回答しており、今回の申立てと当該不正行為との関連性は考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から51年3月まで

私は、17歳で結婚し、20歳になった時、姑に勧められ、国民年金に加入した。加入手続や保険料の納付は、姑が行ってくれていたはずである。昭和58年4月に離婚したころ、旧A町（現在は、B市）役場の職員から、同年4月から同年6月までの保険料が納付されていないとの連絡があり、58年6月21日にその3か月分をまとめて納付した。領収印を押してもらった際に役場の職員から、「これで全部納付されていることになります。」と言われたので、当然、20歳からの分はすべて納付済みだと思った。もし、その時に、私に未納期間があれば、役場の職員が教えたはずである。一言もそのような事は言われていないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元姑が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の元姑は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和51年2月7日であり、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人からは、申立人の元姑が申立人の申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間について、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。当時、国民年金保険料は、税金等と一緒にA地区の納付組合が集金していた。私の母親は、国民年金制度に理解があり、私の国民年金保険料を私が20歳の時から納付してくれていたはずである。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和44年9月13日であり、申立人からは、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 59 年 2 月 1 日から同年 2 月 11 日まで
②昭和 59 年 4 月 13 日から同年 10 月 26 日まで
③昭和 59 年 11 月 13 日から 60 年 5 月 10 日まで
④昭和 60 年 7 月 1 日から同年 11 月 19 日まで
⑤昭和 60 年 12 月 2 日から 61 年 3 月 11 日まで
⑥昭和 62 年 4 月 14 日から同年 10 月 14 日まで
⑦昭和 62 年 11 月 16 日から 63 年 4 月 9 日まで
⑧平成元年 10 月 1 日から 2 年 1 月 13 日まで
⑨平成 2 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑩平成 3 年 1 月 31 日から同年 2 月 19 日まで
⑪平成 4 年 4 月 14 日から同年 5 月 19 日まで
⑫平成 9 年 10 月 20 日から 10 年 1 月 14 日まで
⑬平成 10 年 5 月 24 日から 11 年 8 月 26 日まで
⑭平成 11 年 9 月 28 日から 12 年 3 月 7 日まで
⑮平成 13 年 4 月 23 日から同年 8 月 5 日まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、いずれの期間においても、厚生年金保険に加入していない旨の回答があった。いずれの期間においても、雇用保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録により確認できるが、申立期間に係る厚生年

金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

- 2 申立期間①については、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間①及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「当時の資料は無く、当時のことを知る人も既に退職しているので、不明である。」としている上、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることができなかった。

- 3 申立期間②、③及び⑤については、社会保険庁が保管しているB社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間②、③及び⑤並びにその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、本社であるB社は、「当時の資料は残っていないが、雇用の形態から見て、申立人は季節工であったものと考えられ、当時は季節工として労働契約を結ぶ時に、厚生年金保険に加入するかどうかの希望を聞いていた。希望しない人は、加入させていなかった。」としており、ほかに申立人の申立期間②、③及び⑤に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、社会保険庁が保管しているD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間④及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「当時は、短期雇用の従業員については、厚生年金保険及び健康保険の加入、非加入の希望を聞いていた。確認のために、本人に人事記録の厚生年金保険の加入区分の欄に押印してもらっていた。」としている上、当該事業所が提出している申立人に係る採用インプット伝票兼従業員マスター変更伝票の「健康保険加入区分」欄及び「厚生年金保険加入区分」欄のいずれにおいても、「非加入」の所に申立人の認印が押されており、ほかに申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑥については、社会保険庁の記録上、E社に係る厚生年金保険の適用日は、昭和63年6月1日であり、申立期間⑥において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。
- また、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び申立期間⑥当時に当該事業所に勤務していた複数の者に聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることができなかった。
- 6 申立期間⑦については、社会保険庁が保管しているF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間⑦及びその前後の期間に健康保険の番号又は整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。
- また、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員は所在不明であり、ほかに申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 7 申立期間⑧については、社会保険庁のオンライン記録上のG社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間⑧及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。
- また、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主は、「当時のことは不明である。」としている上、申立期間⑧当時、当該事業所に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間⑧に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることができなかった。
- 8 申立期間⑨については、社会保険庁のオンライン記録上のH社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間⑨及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。
- また、当該事業所は、「人事記録によると、申立人は期間社員として採用されていることが確認できる。当時のことは定かではないが、期間社員の人については、社会保険料を控除されるのを嫌がる人が多く、社会保険の加入を希望する人のみを加入させていたようである。」としている上、当該事業所が提出している人事記録の申立人に係る欄外には「未加入」と記載されており、当該記録において、申立人と同様に欄外に「未加入」又は「未」と記載されている者について見ても、いずれも

その在籍期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、ほかに申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 9 申立期間⑩については、社会保険庁のオンライン記録上のI社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間⑩及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「申立てどおりの資格取得及び喪失に係る届出並びに申立人の給与からの厚生年金保険料の控除は行っていない。」としている上、当該事業所が提出している申立人に係る平成3年分の給与支払報告書（個人別明細書）の「社会保険料等の金額」欄に記入されている金額は、当該資料上の申立人の給与支払金額に相応する当時の雇用保険料相当額と一致しており、申立人は、申立期間⑩において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていなかった可能性がうかがえる。

- 10 申立期間⑪については、社会保険庁のオンライン記録上のJ社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間⑪及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「当時は、厚生年金保険の加入を希望しない人は、加入させていなかった。申立人は希望しなかったのではないか。」としている上、当該事業所が提出している申立人の申立期間⑪に係る給与台帳兼源泉徴収簿において、平成4年4月及び同年5月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、ほかに申立人の申立期間⑪に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 11 申立期間⑫については、社会保険庁の記録上、K社は、平成元年7月30日に全喪しており、申立期間⑫において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「全喪後は、従業員の給与から社会保険料は控除していなかった。」としており、ほかに申立人の申立期間⑫に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 12 申立期間⑬については、社会保険庁のオンライン記録上のL社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申

立期間⑬及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「『給与から厚生年金保険料を控除しないでほしい。』と希望する人もいて、社会保険の加入については、希望を聞き、希望しない人は、加入させていなかった。」としており、ほかに申立人の申立期間⑬に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 13 申立期間⑭については、社会保険庁のオンライン記録上のM社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間⑭及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「当時の担当者は既に退職しているので、詳細は不明であるが、3か月の試用期間後、社会保険に加入するかどうかの希望を聞いていた。希望しない人は、加入させていなかった。」としている。

さらに、当時の同僚は、「申立人は季節労働者として勤務しており、厚生年金保険には入っていないと思う。」としており、申立人の申立期間⑭に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

- 14 申立期間⑮については、社会保険庁のオンライン記録上のN社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間⑮及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「申立てどおりの資格取得及び喪失に係る届出並びに申立人の給与からの厚生年金保険料の控除は行っていない。」としている上、当該事業所が提出している申立人に係る平成13年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、平成13年5月から同年9月までに支給された給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、ほかに申立人の申立期間⑮に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 15 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年5月1日から28年10月1日まで
②昭和29年7月1日から33年6月3日まで
③昭和33年6月4日から39年2月1日まで

私は、塗料等の売買や塗装工事を目的として昭和24年1月にA社を設立（昭和49年10月1日に解散）したほか、新たに33年6月4日にB社も設立し、いずれの事業所においても代表取締役であった。

ところが、申立期間①については、その期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所であったにもかかわらず、私が当該事業所の厚生年金保険の被保険者であったという記録が無いことに納得できない。昭和27年には、当時4歳の長男が、大腸手術のためにC病院に入院し、その時に健康保険証を使用した記憶がある。また、私は、代表取締役ではあったが、見積書の作成や現場に毎日バイクで通うなどしており、その労働の対価として報酬を受け取っていた。

申立期間②については、私は、昭和29年1月22日から同年7月1日までの期間において、A社の被保険者であったことは社会保険庁の記録で確認できるものの、申立期間②の期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったという記録も、私が当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったという記録も一切無いとのことだが、この期間においても、病院の窓口で健康保険証を提示していた記憶があり、これまで、国民健康保険や国民年金に加入したことはない。

申立期間③については、私は、昭和39年2月1日以降の期間において、B社の被保険者であったことは社会保険庁の記録で確認できるものの、申立期間③において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったという記録も、私が当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった

という記録も一切無いとのことだが、この期間においても、病院では健康保険証を提示していたし、当該事業所は、34年1月1日には雇用保険の適用事業所にもなっている。

また、申立期間②及び③の期間においては、様々な工事を請負ってきており、会社に労働保険や社会保険が完備されていなければ、工事を受注できなかったはずである。

それぞれの事業所に係る被保険者証は紛失しているが、厚生年金保険に加入していたことは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が、申立期間において、A社及びB社の代表取締役であったことは、登記簿謄本（閉鎖登記簿を含む。）及びB社の取締役会議事録により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人は、当時、いずれの事業所においても代表取締役であり、厚生年金保険に関する事務手続について、知り得る立場にあったと考えるのが自然であり、それを反証する周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間①については、社会保険庁が保管しているA社に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、新規適用日が昭和24年5月1日と記載されている被保険者名簿において、被保険者の資格を取得している者が5人確認できるほか、被保険者の氏名等がいったん記載された上で二重線により取り消されている形跡（1人）が認められ、その理由は不明であるものの、そのいずれにおいても、申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

なお、法人の代表者又は業務執行者については、昭和24年7月28日付けの厚生省保険局長通達（保発第74号）により、「被保険者となる者」の範囲が拡大されるまでは、厚生年金保険の適用事業所の事業主等であったとしても、被保険者となっていなかった者も相当数いたものと考えられる。

申立期間②については、社会保険庁が保管しているA社に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、昭和29年1月22日に新規適用された時のものと推認される被保険者名簿において、申立人は、同日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿において、当該事業所の新規適用日及び全喪日は確認できないものの、当該名簿に記載されている6人全員が、

昭和 29 年 1 月 22 日に被保険者資格を取得し、最後に被保険者資格を喪失している者の喪失日が同年 7 月 1 日であることから、当該事業所は、同年 1 月 22 日に新規適用され、同年 7 月 1 日に全喪したものと推認され、申立期間②は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所とされていない期間であったものと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び事業所別払出簿において、当該被保険者名簿に記載されている 6 人全員の記号番号が昭和 29 年 1 月 25 日に連番で払い出されていることが確認できる。

申立期間③については、社会保険庁の記録上、B 社に係る厚生年金保険の適用日は昭和 39 年 2 月 1 日であり、申立期間③は当該事業所の厚生年金保険の適用前の期間である上、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格取得日（昭和 39 年 2 月 1 日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、当該事業所に係る申立人の被保険者原票で確認できる「厚年番号」の氏名が「D」と誤って記載されているものの、氏名以外の記載事項（「男女別」、「生年月日」、「事業所の整理番号」等）から申立人に払い出されたものと認められる上、被保険者原票において、ほかに不自然な点は認められず、当該事務誤りをもって申立期間③において被保険者記録が確認できないという事実には何らかの影響を及ぼしたものとは考え難い。

さらに、申立人は、「当該事業所の厚生年金保険等の事務手続を付き合いのあった社会保険労務士事務所に依頼していたので、その時の担当者に確認してもらえば分かる。」としているが、申立人が手続を依頼していたとする現在の社会保険労務士事務所に当時の事務担当者の所在やその時の事務手続の内容等を照会したが、いずれも不明としている上、当該社会保険労務士事務所が挙げた事務担当者の氏名のみでは、その者を特定することはできなかった。

なお、当該事業所に払い出されている事業所記号番号は、以前に別の事業所に払い出されていたことが確認でき、社会保険事務所において、当該事業所記号番号が適切に管理されていなかったことは認められるものの、当該事業所と同じ事業所記号番号が払い出されていた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 24 年 5 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
②昭和 29 年 7 月 1 日から 33 年 6 月 3 日まで
③昭和 33 年 6 月 4 日から 39 年 2 月 1 日まで

私の妻は、私が設立した A 社及び B 社に役員又は従業員として勤務していた。

ところが、申立期間①については、その期間において、A 社は厚生年金保険の適用事業所であり、私の妻は、当該事業所の設立当初から事務をしていたにもかかわらず、当該事業所の厚生年金保険の被保険者であったという記録が無いことに納得できない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る被保険者台帳には、確かに、私の妻の名前がいったん記載されているのに二重線で取り消されており、不思議でならない。

申立期間②については、私の妻は、昭和 29 年 1 月 22 日から同年 7 月 1 日までの期間において、A 社の被保険者であったことは社会保険庁の記録で確認できるものの、申立期間②において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったという記録も、私の妻が当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったという記録も一切無いとのことだが、この期間においても、私の妻はずっと事務の仕事をしていた。

申立期間③については、私の妻は、昭和 39 年 2 月 1 日以降において、B 社の被保険者であったことは社会保険庁の記録で確認できるものの、申立期間③において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったという記録も、私の妻が当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったという記録も一切無いとのことだが、私の妻は、29 年と 36 年に入院しており、この期間においても、健康保険証を使っていたはずである。

それぞれの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が、申立期間において、A社及びB社に役員又は従業員として勤務していたことは、当時、いずれの事業所においても事業主であった申立人の夫の証言、申立期間①当時の同僚の証言及びB社の取締役会議事録により推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人は、いずれの申立期間においても、代表取締役の妻であり、申立人の夫が提出したB社の取締役会議事録によると、少なくとも、申立期間③のうち昭和35年2月15日以降の期間においては当該事業所の取締役であったこと、A社及びB社のいずれにおいても、給与計算等の経理事務を担当していたことを事業主である申立人の夫が証言していることなどから、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場にあったものと考えられる。

- 2 申立期間①については、社会保険庁が保管しているA社に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、新規適用日が昭和24年5月1日と記載されている被保険者名簿において、申立人の夫が主張するとおり、申立人と氏名が類似（姓は一致しているが、名の一部が相違）している被保険者の氏名等がいったん記載された後に二重線で取り消されている形跡は認められるが、i) 取り消された被保険者の生年月日は申立人のものと異なっていること、ii) 氏名を取り消された者と同一日に被保険者資格を取得している者が3人いるが、当該被保険者名簿に記載されている筆跡が3人についてのもとの氏名を取り消された者についてのもとのと明らかに異なっており、氏名を取り消された者については、3人分とは別に、後日、記載されたことがうかがえること、iii) 氏名等と共に取り消された厚生年金保険の記号番号について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿で確認（当該記号番号の数字の一つが判読不能であったことから、0から9までの数字を当てはめた10個の記号番号を確認）したが、いずれも申立人の氏名は確認できないこと、iv) 氏名等と共に取り消された健康保険の番号は、約7か月後に改めて当該事業所の他の被保険者に付番され、その氏名等が下欄に記載されていることなどから、当該被保険者名簿にいったん氏名等が記載された後に二重

線で取り消されている理由については不明であるものの、申立人の記録が取り消されたものとは考え難い。

申立期間②については、社会保険庁が保管しているA社に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、昭和29年1月22日に新規適用された時のものと推認される被保険者名簿において、申立人は、同日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿において、当該事業所の新規適用日及び全喪日は確認できないものの、当該名簿に記載されている6人全員が、昭和29年1月22日に被保険者資格を取得し、最後に被保険者資格を喪失している者の喪失日が同年7月1日であることから、当該事業所は、同年1月22日に新規適用され、同年7月1日に全喪したものと推認され、申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所とされていない期間であったものと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び事業所別払出簿において、当該被保険者名簿に記載されている6人全員の記号番号が昭和29年1月25日に連番で払い出されていることが確認できる。

申立期間③については、社会保険庁の記録上、B社に係る厚生年金保険の適用日は昭和39年2月1日であり、申立期間③は当該事業所の厚生年金保険の適用前の期間である上、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格取得日（昭和39年2月1日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、申立人の夫は、「当該事業所の厚生年金保険等の手続を付き合いのあった社会保険労務士事務所に依頼していたので、その時の担当者に確認してもらえば分かる。」としているが、申立人が手続を依頼していたとする現在の社会保険労務士事務所に当時の事務担当者の所在やその時の事務手続の内容等を照会したが、いずれも不明としている上、当該社会保険労務士事務所が挙げた事務担当者の氏名のみでは、その者を特定することはできなかった。

なお、当該事業所に払い出されている事業所記号番号は、以前に別の事業所に払い出されていたことが確認でき、社会保険事務所において、当該事業所記号番号が適切に管理されていなかったことは認められるものの、当該事業所と同じ事業所記号番号が払い出されていた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 2 月 14 日まで
②昭和 53 年 8 月から 54 年 1 月まで
③昭和 54 年 4 月 1 日から同年 8 月まで
④昭和 54 年 11 月 27 日から 56 年 7 月 1 日まで
⑤昭和 56 年 8 月 21 日から 59 年 8 月まで
⑥昭和 60 年 8 月 1 日から 62 年 8 月 30 日まで
⑦平成元年 4 月 1 日から 2 年 4 月 1 日まで
⑧平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 8 月 19 日まで
⑨平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 7 月まで

私が、申立期間に勤務していた 9 事業所（①A社、②B社、③C社、④D社、⑤E社、⑥F社、⑦G社、⑧H社、⑨I社）における厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、いずれの申立期間についても、厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答があった。

当時の給与明細書などの保険料控除に関する資料は保管していないが、就労していたことは間違いないので、申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している申立期間①から⑨までの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票又は被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間④及び⑤を除き、いずれの申立期間及びその前

後の期間においても、申立人の氏名は確認できない上、申立期間④の事業所については、申立人は、昭和 47 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、48 年 2 月 26 日に同資格を喪失していること、及び申立期間⑤の事業所については、申立期間直前の 56 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 8 月 21 日に同資格を喪失していることが確認でき、それぞれの資格取得日及び喪失日はいずれもオンライン記録と一致しており、いずれの被保険者原票においても、それ以外の期間に申立人の氏名は確認できず、事務処理において特に不自然な点は認められない。

- 2 申立期間①については、申立人が勤務していたとする A 社は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明である上、申立期間①及びその前後の期間において、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得している 6 人のうち事情を聴取できた 1 人は、「申立人を覚えていない。」としており、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間②については、申立人が勤務していたとする B 社（現在は、J 社）が保管している雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立期間②のうち、昭和 53 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、当該事業所は、「当時、試用期間を 3 か月から 6 か月程度設けており、その期間は厚生年金保険への加入手続は行っていなかった。申立人は試用期間中に解雇しており、その後、再び申立人を雇用したことは無い。」としている上、申立期間②内に当該事業所において厚生年金保険被保険者となっている者のうち事情を聴取できた 1 人は、「申立人を覚えていない。自分は、教習期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していない。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間③については、申立人が勤務していたとする C 社は、「当時の資料が無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。しかし、その当時、運転手については、2、3か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険への加入手続は行っていなかった。通常、試用期間後に正社員又は準社員として勤務することになるが、準社員については、日雇いのため厚生年金保険への加入手続は行っておらず、国民年金や国民健康保険に加入してもらっていた。正社員についても、準社員と同様の扱いの者が多かったと思う。」としている上、申立期間③内に当該事業所において厚生年金保険被保険者となっている者のうち事情を聴取できた 1 人は、「申立人を覚えていない。」として

おり、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間④については、申立人が勤務していたとするD社は、「昭和57年の大水害で、当時の資料は残っておらず、申立人についても覚えていない。当時、運送業界は多忙で、運転手の出入りも激しく、当社で言えば、3か月の試用期間には厚生年金保険への加入手続は行っておらず、試用期間を過ぎても、勤務態度等によっては厚生年金保険への加入手続を行わず、引き続き、国民年金に入ってもらっていたこともあった。」としている上、申立期間④内に当該事業所において厚生年金保険被保険者となっている者のうち事情を聴取できた2人はいずれも、「申立人を覚えていない。」とし、そのうちの1人は、「その当時、試用期間が3か月あったことは知っていた。」としており、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間⑤については、申立人が勤務していたとするE社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書によると、被保険者資格取得日（昭和56年7月1日）及び喪失日（昭和56年8月21日）は社会保険庁が保管している被保険者原票及びオンライン記録と一致している上、当該事業所は、「申立人は、当社の資料によると、昭和56年7月1日に入社し、同年8月20日に退職していることが確認できる。退職した以降については、正社員として雇用した記録が無い。」としているほか、申立期間⑤内に当該事業所において厚生年金保険被保険者となっている者のうち事情を聴取できた1人は、「申立人を覚えていない。当時、当該事業所が、アルバイト等について、厚生年金保険に加入させていなかったことは知っていた。」としており、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間⑥については、申立人が勤務していたとするF社は、「当社では、正社員については、厚生年金保険への加入手続を行っているが、当社の資料の中に申立人の氏名は見当たらない。」としており、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間⑦については、申立人が勤務していたとするG社は、「申立人が当社に勤務していたことを確認できる資料が無く、保険料控除の有無等については不明であるが、当時、当社は、運転手の試用期間を3か月設けており、その間は、厚生年金保険の加入手続を行っていない。また、試用期間後も、営業成績が悪い者や歩合制の者などについては、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」としており、申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができな

かった。

申立期間⑧については、申立人が勤務していたとするH社は、「当社では、正社員については、厚生年金保険への加入手続を行っているが、申立人が当社に勤務していたことを確認できる資料等が無い。」としており、申立人の申立期間⑧に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間⑨については、申立人が勤務していたとするI社は、「申立人が勤務していたとする平成4年8月から5年8月までの給与台帳、乗務員台帳等において、申立人が当社に勤務していたことを確認できなかった。申立人が勤務していたとする営業所の責任者や従業員にも確認したが、申立人を知っている者はいなかった。」としており、申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 4 日から 37 年 3 月 21 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給済みとの回答があった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 37 年 9 月 10 日に支給された記録となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、被保険者名簿において、昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日までの間に被保険者資格を取得した女性のうち、被保険者資格を喪失した時点で脱退手当金の受給資格を満たす 21 人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21 人全員について、被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給された記録がある上、このうち1人は、「退職時に会社から脱退手当金の説明は無かったが、退職後、会社から連絡があり、脱退手当金を受給した。当時は、ほとんどの人が脱退手当金を受給していた。」と証言しており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。